

第2章

上位計画の概要

2－1．上位計画の概要

2-1. 上位計画の概要

(1) 御殿場小山広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 令和3年3月

都市づくりの基本理念	①地域資源と交通利便性を生かし、活力ある産業を育む都市づくり ②観光資源の活用と連携による交流とてなしの都市づくり ③富士山をはじめとする豊かな自然環境と暮らしが調和した住み続けられる都市づくり ④新たな拠点形成と連携しかつ官民連携による災害の最小化と迅速な復興により、安心して暮らせる都市づくり ⑤秩序ある土地利用と拠点機能の強化・連携による持続可能な都市づくり
地域毎の市街地像	①住宅地域 ・中心商業・業務地域における住宅地では、未利用地の宅地化や空き家などのストック活用を進め都心居住を促進する。また、商業・業務地域の周辺に位置する既存住宅地である住居系用途地域^(※1)については、都市基盤の整備や生活環境の整備等を進め、安全性、快適性及び利便性に優れた居住環境の質的向上を図る。 ②商業・業務地域 ・JR御殿場駅周辺、JR駿河小山駅周辺の商業・業務地域は、都市拠点としてそれぞれ既存の公共施設、商業業務施設の立地を活かしながら、今後ともこれら施設の連携の強化や再活性化を進め、区域の核としての魅力向上を図る。 ・近隣商業地については、中心市街地の商業・業務地域との役割分担を行いながら、近隣の住宅地の日常生活のサービス施設として、身近な商業地の形成を図る。 ・JR御殿場駅周辺においては、都市の玄関口として、また通勤・通学等で多くの人が利用する交通結節点として、居住機能をはじめ多様な機能の充実した、賑わい、潤い、憩いのある空間の創出を図る。 ③工業地域 ・御殿場市の南西部の工業団地は、区域の産業の根幹となる産業拠点であることから、今後とも工業機能の強化を図るとともに、緑化の推進等により周辺環境と調和した工業地としての維持・向上を図る。 ④農業地域 ・農用地区域等の優良な農地は、本区域の農業生産の基盤として今後とも農業環境の保全を図るとともに、保水や遊水などの災害防止機能、重要な景観要素、市街地と自然環境との緩衝地帯等、良好な都市環境の維持の観点からも保全を図る。 ⑤集落地域 ・市街化調整区域に点在する既存の集落地については、集落内の環境整備等により、良好な居住環境の実現を目指す。 ⑥自然保全地域 ・上記に区分されない地域については、基本的に現在の良好な自然環境を維持・保全しつつ、有効な活用を図る自然保全地域として位置づける。 <将来市街地像図> 図例 - 都市拠点 (Urban Node) - 地域拠点 (Regional Node) - 産業拠点 (Industrial Node) - 観光・レクリエーション拠点 (Tourism & Recreation Node) - 広域連携拠点 (Wide-area Cooperation Node) - 都市連携拠点 (Urban Cooperation Node) - 住宅地域 (Residential Area) - 商業・業務地域 (Commercial/Business Area) - 工業地域 (Industrial Area) - 農業地域 (Agricultural Area) - 自然保全地域 (Natural Conservation Area) - 集落地域 (Settlement Area) - 緑道 (Greenway) - 自動車専用道路 (Expressway) - 幹線道路 (Main Road) - 行政区域界 (Administrative Boundary) - 市役所・郵便局 (City Office/Post Office) - 東富士演習場 (Mount Fuji Training Ground)

(※1) 市街化区域の土地を13種類の利用用途に分け、どこにどんな規模・種類の建物を建てられるか定め、良好な都市環境と適正な都市機能を確保するもの

(2) 第四次御殿場市総合計画

基本構想 ※平成 27 年 10 月	
将来都市像	「緑きらきら、人いきいき、交流都市 御殿場」
土地利用 の基本方針	○富士山と箱根外輪山に代表される豊かな自然環境に調和した都市活動を実現するため、自然系、農林系、都市系の各利用区分に応じた秩序ある土地利用を図る。 ○新東名高速道路等の整備により向上する広域交通ネットワーク上の優位性を生かしたまちづくりを推進し、長期にわたる安定した発展と均衡のとれた土地利用を図る。
政策の方針	■政策方針 1： 人が集い活力あふれる産業を育てるまちづくり 《産業》 ■政策方針 2： 笑顔あふれる健やか・福祉のまちづくり 《健康福祉》 ■政策方針 3： 安全で安心して暮らせるまちづくり 《防災・市民生活》 ■政策方針 4： 富士山のように大きな心を持った人づくり 《教育文化》 ■政策方針 5： 富士山の恵みを大切にするまちづくり 《環境》 ■政策方針 6： 富士山の麓にふさわしい美しく快適なまちづくり 《都市基盤》 ■政策方針 7： 雄大な富士と共に歩む協働のまちづくり 《協働・計画推進》
後期基本計画（第 2 期御殿場市まち・ひと・しごと創生総合戦略・御殿場市国土強靱化計画） ※令和 3 年 2 月	
目標人口	□2020 年：91,000 人・34,000 世帯 □2025 年：91,000 人・34,700 世帯
土地利用 方針	①都市拠点 ・JR 御殿場駅・御殿場市役所周辺は、商業・業務機能や居住環境の向上とともに公共公益施設の誘致にも努め、人々が快適かつ安全に暮らすことができる利便性の高い魅力的な拠点を目指す。 ②地域拠点 ・市内に分散して存在する集落地は、適切な住宅地の供給を図る。 ③自然環境共生ゾーン ・田園地帯は、優良農地は保全し、担い手への農地集積・集約化を推進するとともに、自然環境にふれあうことのできる場の形成や居住空間の形成を図る。 ④自然環境保全ゾーン ・樹林地は、従来どおりの森林整備・林業振興にとどまらず、市民の森との連携などを意識し、観光資源としての活用を推進する。 ⑤豊かな暮らしゾーン ・国道 138 号と国道 246 号が交差している北東部一帯と環状軸内部の一部は、快適な生活を営むため、日常生活に必要な生活サービス機能を確保した市街地形成や緑豊かでうるおいある環境を創出する。 ⑥ゆとりの暮らしゾーン ・国道 246 号と（都）御殿場高根線に囲まれた地域は、緑豊かな生活地域として形成を図る。 ⑦工業ゾーン ・板妻南工業用地に連担する地域及び夏刈地区などは、産業振興に向けて周辺環境と調和した新たな工業用地の形成を図る。 ⑧観光・交流ゾーン ・広域農道（ロマンチック街道）（※1）や団地間連絡道路の沿道は、交流軸周辺の自然環境などの地域資源を生かした魅力的な土地利用の形成を図る。 ＜将来土地利用構想図＞

（※1）箱根山麓を南北に通過する幹線道路の通称名

(3) 第三次御殿場市国土利用計画 平成 28 年 3 月

国土利用の 基本方針	①豊かな自然環境と共生するまちづくり ・富士山や箱根外輪山とその恵みである水資源などの豊かな自然環境は、市民や企業とともにその保全に努めるほか、美しい景観の形成など自然環境を生かした魅力づくりに努める。 ・環境負荷の小さいエネルギーや新エネルギーの利用の促進を図るとともに、資源循環型社会の形成に向けた取り組みを推進する。 ②美しく快適なまちづくり ・秩序ある土地利用や効率的な都市基盤の整備を推進し、ゆとりある住環境、美しい景観の保全・形成に努め、自然と共生した都市の構築を図り、だれもが快適に暮らすことができるまちづくりを推進する。 ③災害に強い安全なまちづくり ・富士山噴火や大規模地震、集中豪雨などの災害に備えた適正な土地利用を図るとともに、災害のおそれのある土地の範囲を周知し、あわせて警戒避難体制を整備する。 ・森林の整備や河川改修、土砂災害対策施設の整備などを図り、治山治水対策の充実に努める。 ④人が集い活力あふれるまちづくり ・交通条件の優位性を生かし、新たな工業用地の創出と企業の誘致を図るほか、農地や山林の適正な管理、豊かな自然環境を生かした滞留型観光の促進などにより、交流人口の増加と活力あるまちづくりを推進する。 ⑤皆で築くまちづくり ・市民、企業、行政の協働によるまちづくりを推進する。
国土利用の 基本方向	①農用地 ・生産性や収益性の高い農業を確立することを目指した土地利用を図る。 ②森林 ・木材生産機能のほか、水源のかん養、土砂災害防止、保健休養、生活環境保全、良好な景観形成など多様な公益的機能を有していることから積極的に保全する。 ③原野 ・都市計画区域内に現存する原野は、今後、有効利用を検討する。 ④水面、河川、水路 ・治水機能の充実による災害の防止、安全性の向上を図るとともに、自然環境の保全、創出に努め、市民に親しまれる水辺環境の整備を進める。 ⑤道路 ・増大する交通量を処理するほか、地域間の交流・連携の促進や土地利用の誘導など多様な機能を担うことから、それぞれの交通の目的と需要に応じて、適切に配置、整備する。 ⑥宅地 ア．住宅地 ・人口の動向、空き家の状況に対応しつつ、居住環境の改善を念頭に下水道、道路、公園などの都市基盤整備を計画的に進め、ゆとりと潤いに満ちた計画的な住宅市街地の形成を図る。 イ．工業用地 ・本市の持つ豊かな自然環境や交通条件の優位性を生かした御殿場にふさわしい企業の誘致を図る。 ウ．商業業務用地 ・ＪＲ御殿場駅周辺は、本市の中心商業業務地としての都市基盤整備を進め、商業業務施設、公共公益施設の計画的な立地を図る。 ⑦公用・公共用地 ・文教施設、厚生・福祉施設、公園・緑地などは、市民生活上重要な機能を果たすものであり、環境保全と体系的配置に留意して、必要な用地確保を図る。 ⑧東富士演習場 ・東富士演習場などの防衛施設の用地については、自然環境、生活環境との調和を図るとともに、地元権利者などとの総合的な調整を図る。 ⑨富士山 ・世界遺産に登録された富士山は、貴重な動植物の生息の場であるとともに美しい風景地であることから、自然環境の保全を積極的に進める。

